

# 原子力損害の賠償請求に お忘れは ありませんか？

福島県からの  
お知らせ

東京電力が請求を受付している損害の一例



財物  
(宅地・建物・借地権など)



避難生活等による  
精神的損害



生命・身体的損害



就労不能損害



財物  
(住居確保費用)



避難費用

上記の他にも東京電力が請求を受付している損害があります。





## || 賠償請求はお済みでしょうか ||



東京電力に一度も賠償請求していない、または賠償請求してもまだ支払いがされていない損害がある場合、損害の発生から時間が経つほど損害を証明する書類を集めづらくなります。賠償請求が終わっていない損害がないかご確認をおすすめします。

福島県

# どんな損害を賠償請求できるかご確認ください

東京電力は、国の原子力損害賠償紛争審査会が賠償すべき損害と認められる一定の範囲の損害類型を示した「中間指針」を踏まえて賠償基準を作成し、損害項目ごとに専用の請求書を準備して、被害者の方からの賠償請求を受付しています。

損害項目	賠償の概要と請求のポイント
 避難生活等による精神的損害	<b>避難等によって被った精神的苦痛や避難生活等による生活費の増加費用</b> ・要介護認定を受けている方などは、その要介護状態の程度に応じて月額を追加して賠償されます。
 生命・身体的損害	<b>避難等によってけがをしたり病気になったりした際の入通院にともなう慰謝料や交通費</b> ・医師の診断書などにより疾病が事故と相当因果関係があることを証明する必要があります。
 避難費用	<b>自治体主催の一時立入などに参加した際の交通費や「県民健康調査」を受診した際の移動費用</b> ・包括請求を選択した場合は平成30年3月まで定額で賠償されていますが、平成30年4月以降の分は、実際に負担した費用を請求する必要があります（一時立入費用は避難指示が継続している地域に限ります）。
 就労不能損害	<b>避難等によって退職や転職して給与などの収入がなくなったり減ったりした損害</b> ・避難指示解除後1年以内に事故以前の生活の本拠に帰還したことによって就労が困難になった方に対しても、給与の減収や通勤費用の増額などについて賠償される場合があります。

損害項目	賠償の概要と請求のポイント
 財物 (宅地・建物・借地権)	<b>避難指示区域内の宅地や建物などの避難指示期間中に生じた価値の減少分</b> ・建物の賠償額の算定に当たり、まず東京電力から固定資産税評価額をもとにした定型評価で賠償見込額が示されます。 ・建物の工事請負契約書などがある場合は個別評価、未登記の建築物（増改築部分など）がある場合は現地評価を選択することもできます。しかし、現地評価を選択した場合、定型評価及び個別評価に変更できません。 ・相続が発生した際に権利関係が複雑化し、賠償請求までに時間がかかってしまうおそれがあります。
 財物 (住居確保費用)	<b>移住する際の住宅や宅地の購入費用、または帰還する際の建替えや修繕費用の賠償</b> ・事故時点で持ち家にお住まいだった方は、財物（宅地・建物・借地権）の賠償がお済みであることが必要です。 ・概算での賠償を受けられるなど請求される方の事情に応じた賠償が可能ですが、賠償金に上限金額があるなど制度が複雑な面もあります。 ・事故時点で借家にお住まいだった方は、定額での賠償が受けられます。
財物 (そのほかのもの)	<b>避難指示区域内の以下のような財物の避難指示期間中に生じた価値の減少分</b> 田畑、山林の土地など、立木、家財（定型・定額の超過分、仏壇）、自動車、墓石（修理・移転）など

※上記は事故時点で避難指示等区域内に生活の本拠があった個人を対象とした損害の一部の例示です。  
それぞれの損害項目の詳細、その他の損害項目について知りたい場合は、[東京電力福島原子力補償相談室](#)にお問い合わせください。

**東京電力ホールディングス株式会社 福島原子力補償相談室**  
電話 **0120-926-404** [受付時間] 月～金 9:00～19:00 土日・休祝日 9:00～17:00

東京電力に賠償請求しても、  
賠償されないときはどうしたらいいの？

## “原子力損害賠償紛争解決センター(ADRセンター)への申立て”をご検討ください

「東京電力の賠償基準では納得できない」、「東京電力が賠償に応じない」といった場合は、そのままにせず[原子力損害賠償紛争解決センター\(ADRセンター\)](#)への申立てを検討してみてください。

ADRセンターは、原子力損害の賠償請求について、円滑・迅速かつ公正に紛争を解決することを目的に設置された公的機関です。

### ADRセンターの特徴

- 弁護士資格を有する仲介委員が中立・公正な立場から和解仲介を担当
- 裁判よりも手続きが簡便で、ご本人さまおひとりでも申立てができます
- 申立手数料は無料です ※書類の作成費用や郵送費用などは各自の負担
- 多くの申立てに共通する点として「総括基準」を定め、和解の仲介に当たっています。例えば、「精神的損害の増額事由」として「家族の別離、二重生活等が生じたこと」や「乳幼児の世話を恒常的に行ったこと」を規定しています
- 東京電力から提示のあった金額よりも低い和解案は出ません

### 原子力損害賠償紛争解決センター (ADRセンター)

電話 **0120-377-155**

[受付時間] 平日10:00～17:00

ホームページはこちらから

和解事例集も掲載しています



福島県では、  
弁護士等による個別相談を実施しています。  
ADR申立てについて、ご不明な点があれば是非ご利用ください。  
(詳細は裏面をご覧ください)



# 原子力損害の賠償請求で 分からないことやお困りごとがあれば お気軽にご相談ください

福島県では、福島県弁護士会及び福島県不動産鑑定士協会と連携し、弁護士及び不動産鑑定士による個別相談を実施しています。相談料は無料ですので、ぜひご利用ください。

## 弁護士による対面での法律相談

福島県弁護士会所属の弁護士から、賠償請求に関するお困りごとなどについて助言をもらうことができます

### ●これまでに相談いただいた内容の例

- ・ADR申立てをしたいので、どのように損害を主張すればよいか
- ・亡くなった親が被った損害を賠償請求したいので、どのように手続きすればよいか

### ■相談時間・実施日・実施会場

- ・1回の相談時間は30分。希望日をお聞きした上で実施日を調整いたします  
(土日・休祝日除く、13:30～15:45の間)
- ・会場は、原則、【福島市・郡山市・白河市・会津若松市・相馬市・南相馬市・いわき市】からお選びください

## 不動産鑑定士による対面での相談

東京電力から「宅地・建物・借地権賠償金ご請求書②」が届いている方を対象に、(公社)福島県不動産鑑定士協会所属の不動産鑑定士から賠償額の見方などについて助言をもらうことができます

※不動産鑑定士が、評価額を算定したり賠償額を示したりするものではありません

### ●これまでに相談いただいた内容の例

- ・東京電力が示した賠償額は、どのような方法で算定されているのか
- ・現地評価を選択するか迷っているので、図面や写真を見てもらいたい

### ■相談時間・実施日・実施会場

- ・1回の相談時間は30分。希望日をお聞きした上で実施日を調整いたします  
(土日・休祝日除く、13:00～16:30の間)
- ・会場は、原則、【福島市・郡山市・会津若松市・南相馬市・いわき市】からお選びください

対面相談の申込み・問い合わせ先

福島県原子力損害対策課

原子力損害の賠償等に関する問い合わせ窓口

電話 **024-521-8216**

(受付時間 平日 8:30～17:15)

毎週水曜日は弁護士の電話法律相談も実施しています

(休祝日除く) 13:00～17:00